

令和6年度東大阪市非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金
申請書(請求書)(申請を必要とする場合)

市受付印

(宛先) 東大阪市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所 ・ 連 絡 先 ※平日9時から17時30分の間に連絡がつく電話番号を記入してください。
	大正・昭和 平成 西暦 年 月 日	電話番号 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載
※ただし、令和6年12月14日以降生まれの新生児が世帯にいれば記載

○令和6年1月2日以降に東大阪市へ転入された方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村から送付された課税状況がわかる通知書(※定額減税前の税額がわかるもの)を添付してください。(該当する方が世帯に複数いる場合は、該当する方全員の分)
※但し、「令和6年度東大阪市住民税非課税化世帯等に対する物価高騰対策給付金」受給時に住民税の課税状況がわかる証明書を提出している方は省略できます。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	令和6年1月1日 時点の住所と令和6年12月13日 時点の住所	異なる場合には令和6年1月1日時点の 住所を記載
1	(申請者)	本人		☐ 同一 ☐ 異なる	
2			大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる	
3			大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる	
4			大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる	
5			大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる	
6			大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	☐ 同一 ☐ 異なる	

3. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座のわかる通帳もしくはキャッシュカードの写しを添付してください。
※金融機関の合併による変更にご注意し、最新の情報の記入をお願いします。

【振込口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店・支店 本所・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座	

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

※ 金融機関の口座がない方等、口座による受け取りが出来ない方は、東大阪市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター(電話06-4309-3003)にお問い合わせください。(口座振込以外の受取の場合、相当日数かかることをご了承ください。)

(裏面も必ずご確認ください)

【誓約・同意事項】

※①から⑦全ての項目を確認し、チェック(☑)してください。チェック漏れがある場合、給付金を受け取ることができません。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
※ 給付金の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 基準日(令和6年12月13日)において、東大阪市に住民登録がある。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割非課税者または均等割のみ課税者で構成される世帯である。
ウ 令和6年度の課税状況は、定額減税後の税額ではなく、定額減税前のものである。
エ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。
オ 他の自治体で令和6年12月以降に同様の給付金を受給していない。
カ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、東大阪市(以下「市」という。)が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。また、同様の他の給付金の給付を受ける際の振込口座として利用することに承諾します。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月30日までに、市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

※提出前に必ず確認し、チェック(☑)してください。提出書類に漏れがある場合、給付金を受け取ることができません。

- ☐ 『令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請者の本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、運転免許経歴証明書、マイナンバーカードの表面、パスポート、生活保護受給者証、有効期限の切れていない健康保険証等のコピー(いずれか1つ)を添付してください。
- ☐ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(申請者名義のもの)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カタカナ名)を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
- ☐ 『令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村から送付された課税状況がわかる通知書(※定額減税前の税額がわかるもの)の写し(コピー)』
(令和6年1月2日以降に東大阪市へ転入された方全員分。令和6年1月1日時点で東大阪市にお住まいの方は不要。)

4. 申請者の方は申請内容に相違がないことを確認し、下欄に署名してください。

本申請書(請求書)の申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

※本給付金の申請期限は令和7年5月30日(金)(当日消印有効)です。

申請期限終了後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

こども加算について

対象世帯に世帯員として18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる場合は、同日に児童1人あたり2万円を追加で支給します。